11　第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本不足額は、第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第十八条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本不足額は、第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

第二十一条第一項中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

第二十一条第二項第一号を次のように改める。

一　第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

第二十一条第二項第二号中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に、「前号」を「前号イからトまで」に改め、同項第三号中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に、「第一号」を「第一号イからトまで」に改め、同条第三項中「農林中央金庫は」を「第一項の規定にかかわらず」に、「次の各号に定めるもの」を「次に掲げるもの」に改める。

第二十二条中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改め、「次の各号に掲げる」の下に「場合の」を加える。

第二十三条中「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改める。

第二十四条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額」に、「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第三項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に、「、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額」を「並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額」に、「第十八条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第六項中「第十四条に定める算式」を「第十四条各号の算式」に、「、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額を控除した額」を「並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額を控除した額」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額

第四十一条中「当該」を「その」に改め、「（平成十九年内閣府令第五十二号）」を削る。

第四十二条第二項中「当該」を「その」に改める。

（重要な出資のエクスポージャー）

第五十三条の二　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第七条第五項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第百五十五条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百五十五条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百五十五条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十五条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十五条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第五十三条の三　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号又は第二十条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百五十五条の三において同じ。）のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第五十六条に次の二項を加える。

5　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてＣＶＡの影響を勘案することができる。

第五十六条の四第二項中「この条、第五十六条の四の三第十一号及び第百三十五条第七項において」を削り、「すべて」を「全て」に改める。